

平成23年度 第2回

## 福岡市中央卸売市場開設運営協議会

【日時】 平成24年1月30日（月）  
10時00分～

【場所】 福岡市中央区長浜3丁目11-3  
福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

# 会 議 次 第

## 1. 開 会

## 2. 開設者挨拶

## 3. 報 告

報告事項 1	新青果市場整備事業の進捗状況について .....	1
報告事項 2	福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正(案)について .....	5
(別紙)	福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正(案)の新旧対照表 .....	7

## 4. そ の 他

(参考資料)	平成 2 3 年度福岡市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿 .....	10
(参考資料)	各市場取扱状況 .....	11

## 5. 閉 会

## 報告事項 1 新青果市場整備事業の進捗状況について

### ■新青果市場施設計画の概要

#### 1. 敷地の位置

東区みなと香椎三丁目の一部

※アイランドシティ市2工区 地内

#### 2. 面積、施設規模

- ・ 敷地面積 約 149,692 m<sup>2</sup>
- ・ 建築面積 約 90,150 m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 約 99,150 m<sup>2</sup>

#### 3. 構造

- ・ 主体構造 卸売場棟…鉄骨造（S造）又は鉄筋コンクリート造（RC造）  
市場会館棟…鉄筋コンクリート造（RC造）
- ・ 階数 卸売場棟…2階建て ※2階部分は仲卸売場の一部のみ  
市場会館棟…3階建て

#### 4. 事業費（概算）

- ・ 用地取得費 約 163 億円
- ・ 整備費 約 171 億円 ※設計監理費を含む

#### 5. 施設内容、施設規模

※現時点での設定値であり、今後業界と協議しながら必要に応じて修正を行う。

##### <建物毎の概要>

名称		構造、階数	延床面積	主な施設等
市整備	卸売場西棟	S造, 2階	約 41,000 m <sup>2</sup>	卸売場(相対), 仲卸売場, 物流センター
	卸売場東棟	RC造, 平屋	約 22,150 m <sup>2</sup>	卸売場(せり), 仲卸売場, 買荷積込所
	市場会館棟	RC造, 3階	約 17,700 m <sup>2</sup>	関連店舗, 関係団体事務室, PR施設
	基幹通路屋根	S造	約 3,250 m <sup>2</sup>	
	仲卸共同冷蔵庫	S造, 平屋	約 1,500 m <sup>2</sup>	躯体: 市整備, 設備: 業界整備(予定)
	その他	—	約 6,650 m <sup>2</sup>	パレット置場, 倉庫, 塵芥庫 ほか
	小計	—	約 92,250 m <sup>2</sup>	①
業界整備	物流センター(積込ゾーン)	S造, 平屋	約 3,200 m <sup>2</sup>	
	〃(パナ加工)	S造, 平屋	約 1,200 m <sup>2</sup>	
	〃(冷蔵ゾーン)	S造, 平屋	約 2,500 m <sup>2</sup>	
	〃(冷蔵, 加工)	S造, 平屋	約 7,100 m <sup>2</sup>	卸売場棟(市施設)内への整備を予定
	小計	—	約 14,000 m <sup>2</sup>	②
合計		—	約 99,150 m <sup>2</sup>	一部重複するため, ①+②とならない

##### <主な施設内容>

名称	国基準による必要規模	新市場の計画面積	現青果市場の面積
卸売場	約 13,400 m <sup>2</sup>	約 13,400 m <sup>2</sup>	11,352 m <sup>2</sup>
仲卸売場	約 11,300 m <sup>2</sup>	約 11,300 m <sup>2</sup>	6,086 m <sup>2</sup>
買荷保管積込所	約 18,300 m <sup>2</sup>	約 22,900 m <sup>2</sup>	4,976 m <sup>2</sup>
物流センター(業界整備)	—	約 14,000 m <sup>2</sup>	11,700 m <sup>2</sup>



## <新青果市場の主な特長>

### ★年間 30 万トンの取扱高を想定した施設規模－九州最大の中央拠点市場

(参考) 青果部 3 市場の取扱高 29.8 万トン (H18～22 平均)

### ★効率性や安全性を考慮した施設配置－1,000 人が働く市場

- 取引形態に合わせて施設を区分
  - ・ 相対取り引きを中心とした大量物流に対応 →卸売場西棟
  - ・ せり取り引きを中心とした小売業者などに対応 →卸売場東棟
- 場内基幹通路を外側に配置し、基幹施設（売場、積込所等）を中心部に一体的に配置
  - ・ 基幹通路と物流動線との交差による危険の回避
- 卸売場中央に入荷用通路（幅員 15～20m）を配置
  - ・ 10 tトラックが同時に 20 台の荷下ろし可能とし、荷受け業務の効率化を図る
- 物流センター（冷蔵庫・積込所等）の分散配置 ※業界自主整備施設
  - ・ 利用目的に応じた用途、規模の施設を、それぞれ利用しやすい位置に配置
- 屋上駐車場（約 700 台）を卸売場東棟に集約して配置
  - ・ 場内物流車両と通勤車両の動線を分離し、場内の交通混雑を抑えるとともに安全性を確保

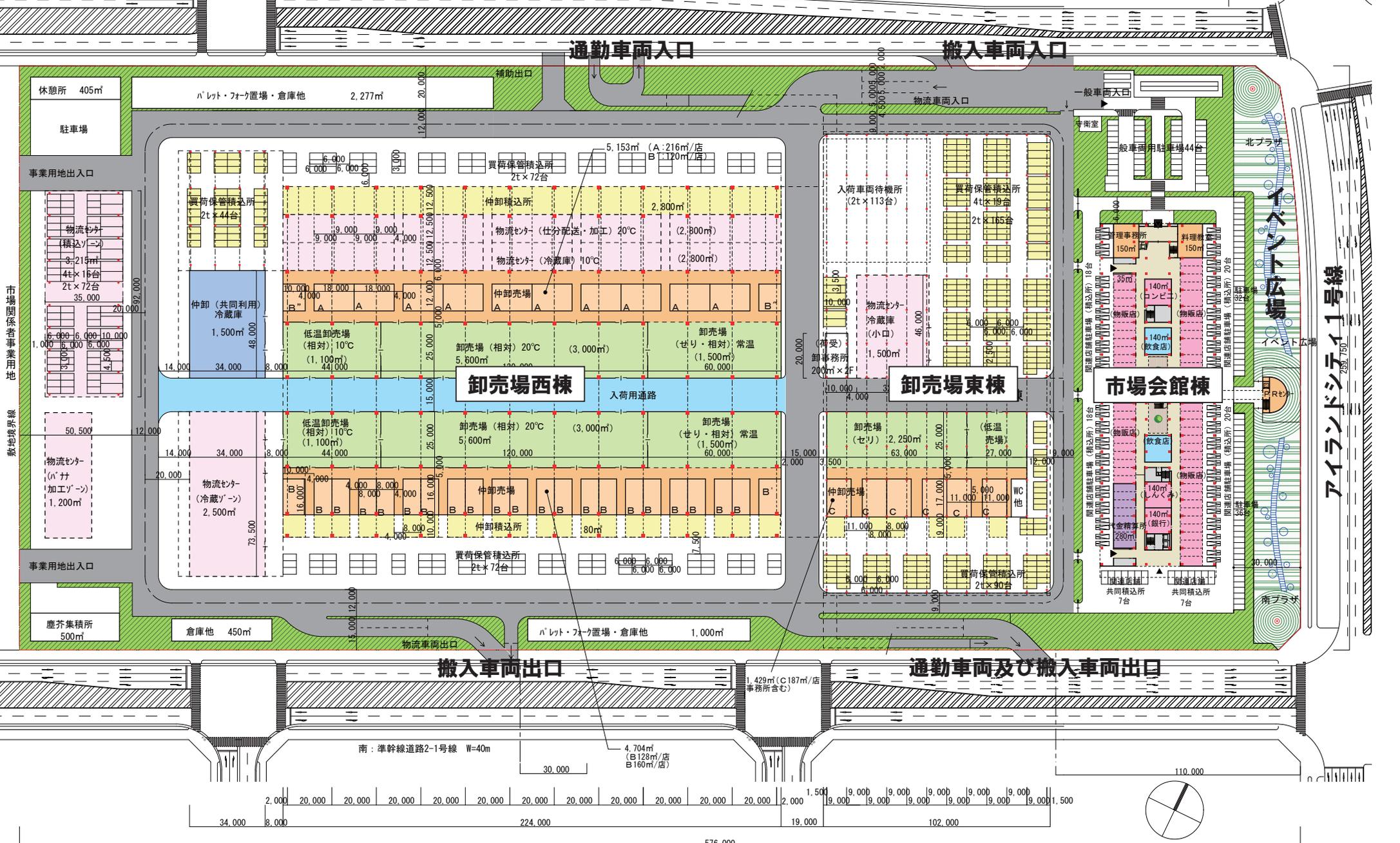
### ★市場施設の一部を市民に開放－市民も親しめる市場

- 市場会館棟とイベント広場を一体的に配置
  - ・ イベント時のセキュリティ確保が容易
- 見学者通路や料理教室等を配置

### ★食の安全・安心を確保－148 万市民の台所

- 卸売場等の定温化によるコールドチェーンの充実

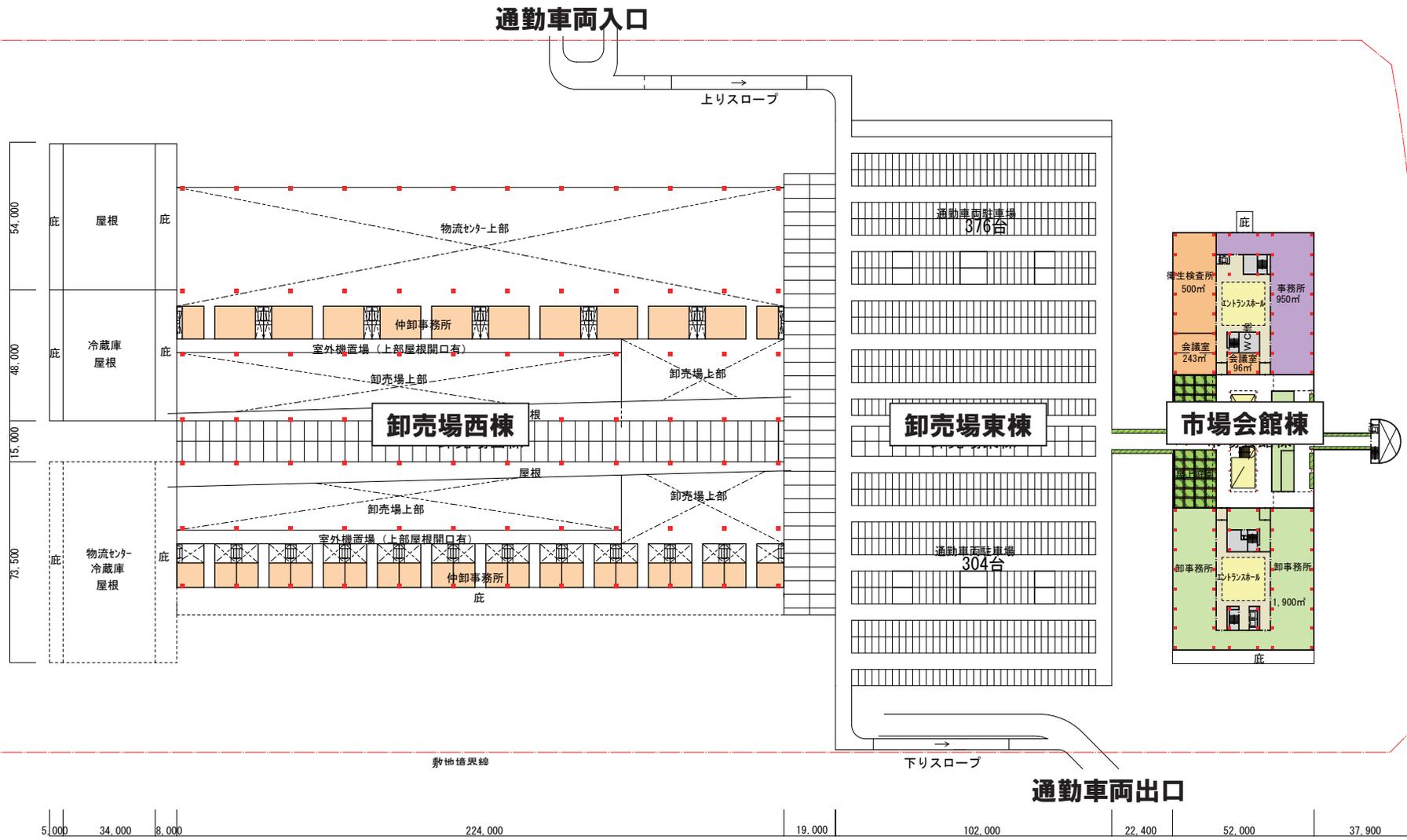
# 新青果市場施設配置 (案) 配置図及び1階平面図



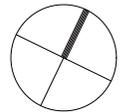
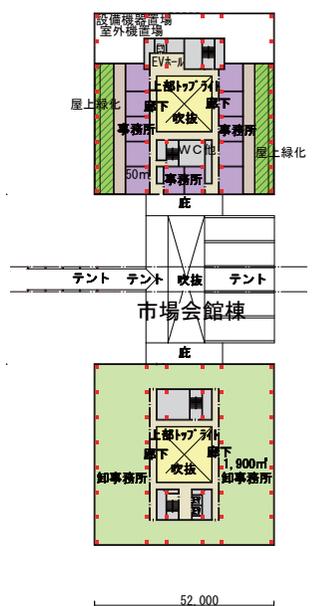
敷地面積149,692㎡

SCALE	DATE
S=1/750 (A1)	H23 2011.11.18
S=1/1500 (A3)	

新青果市場施設配置（案） 2階及び3階平面図

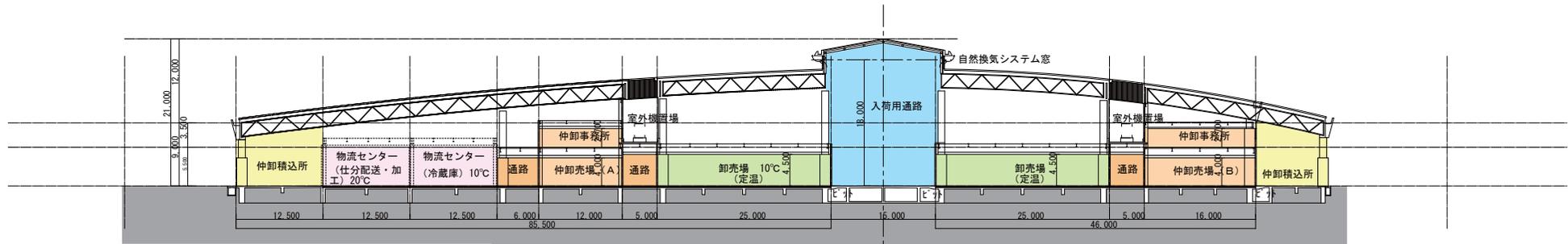


(市場会館棟 3階平面図)

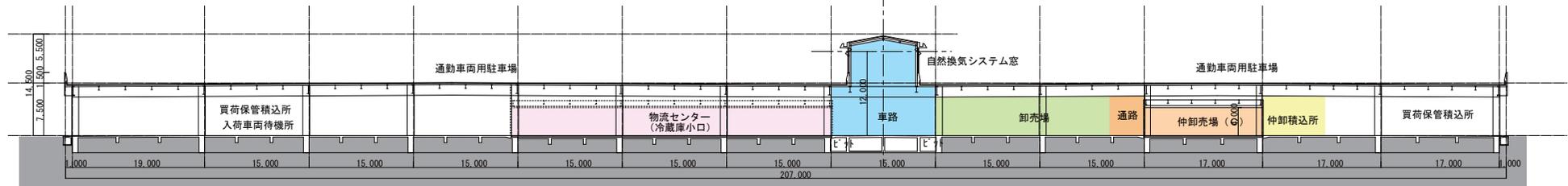


5,000 34,000 8,000 224,000 19,000 102,000 22,400 52,000 37,900

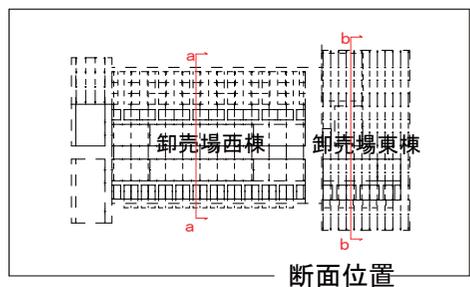
# 新青果市場施設配置（案） 断面図



卸売場西棟 a - a 断面図



卸売場東棟 b - b 断面図



断面位置

## 報告事項 2

### 福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正（案）について

#### 1 改正理由

農林水産大臣は、平成22年10月に、卸売市場に関する国の基本的な考え方が示されている「卸売市場整備基本方針」を定めた。

この卸売市場整備基本方針において、法令に基づかない事前承認や各種書類の提出、報告の義務を見直し、事務の簡素化を図ることなどが示された。

これを踏まえて、農林水産省は、平成23年4月に、開設者が条例などの業務規程を定める場合のガイドラインとなる「中央卸売市場業務規程例」の一部改正を行った。

この一部改正に鑑み、福岡市中央卸売市場においても、事務の簡素化などに取り組むため、条例の一部改正を行うものである。

#### 2 改正概要

##### (1) せり人の登録証の携帯〔第17条〕

① 全ての市場において、せり人の登録証の携帯義務を廃止。

② 食肉市場では、せり人の入場証の着用を廃止し、その代わりにせり人の登録証を着用。

##### (2) 受託契約約款の掲示〔第51条、第51条の2〕

受託契約約款について、卸売場又は主たる事務所への掲示から主たる事務所等への掲示又は備え付け等に変更。

##### (3) 仕切及び送金に関する特約〔第63条の2〕

売買仕切書及び売買仕切金の特約に関する書面について、卸売業者の備え付けの義務から保存義務に変更。

##### (4) 買受代金の即時支払義務〔第67条〕

買受代金の支払猶予の特約に関する書面について、卸売業者の開設者への届出義務から保存義務に変更。

##### (5) 市場取引委員会が処理する事務〔第91条の3〕

市場取引委員会の役割を明確にするため、各個別の条項で定められている市場取引委員会が調査審議する事項について、再度まとめて掲載。

### 3 市場関係業者との協議

#### (1) 青果部

区分	説明・意見聴取	条例改正案報告
卸売業者	平成23年10月17日	平成24年 1月19日
仲卸業者組合	平成23年11月22日	平成24年 1月20日
仲卸業者・売買参加者組合	平成23年11月18日	平成24年 1月20日
売買参加者組合	平成23年11月21日	平成24年 1月20日
	平成23年11月22日	平成24年 1月21日
関連事業者組合	平成23年11月18日	平成24年 1月20日

#### (2) 水産物部

区分	説明・意見聴取	条例改正案報告
卸売業者	平成23年 9月28日	平成24年 1月17日
	平成23年 9月29日	平成24年 1月17日
地元仲卸業者組合	平成23年10月 4日	平成24年 1月20日
出荷仲卸業者組合	平成23年10月 4日	平成24年 1月21日
小売組合	平成23年10月 5日	平成24年 1月23日
関連事業者組合	平成23年10月 6日	平成24年 1月23日

#### (3) 食肉部

区分	説明・意見聴取	条例改正案報告
卸売業者	平成23年10月27日	平成24年 1月24日
売買参加者組合	平成23年10月31日	平成24年 1月26日
関連事業者	平成23年10月27日	平成24年 1月24日

### 4 今後のスケジュール

平成24年 2月下旬	条例改正案上程
3月下旬	市議会の議決
4月上旬	農林水産省へ条例改正の認可申請
4月下旬	農林水産大臣の認可
5月 1日	改正条例施行（予定）

福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正（案）の新旧対照表

別紙

○福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>（登録証の携帯）</u> 第17条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、<u>登録証を携帯する</u>とともに、青果市場、西部市場、東部市場及び鮮魚市場においては、<u>規則で定める帽子及び記章を着用し、食肉市場においては、規則で定める入場証を着用しなければならない。</u></p> <p>（受託契約約款） 第51条 1～4 （略）</p> <p>（受託契約約款の揭示） 第51条の2 卸売業者は、前条の規定により承認を受けた受託契約約款を、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に<u>掲示しなければならぬ。</u></p> <p>（仕切及び送金に関する特約） 第63条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、<u>規則で定める事項を記載した書面を備え付けなければならない。</u></p> <p>2 前項の書面は、市長が求める場合には、いつでも市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>（帽子、記章及び登録証の着用）</u> 第17条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、<u>青果市場、西部市場、東部市場及び鮮魚市場においては、規則で定める帽子及び記章を着用し、食肉市場においては、登録証を着用しなければならない。</u></p> <p>（受託契約約款） 第51条 1～4 （略） 5 卸売業者は、第1項又は前項の規定により承認を受けた受託契約約款を、<u>主たる事務所等への掲示又は備え付け等により、委託者に周知しなければならない。</u></p> <p><u>（受託契約約款の揭示）</u> 第51条の2 削除</p> <p>（仕切及び送金に関する特約） 第63条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、<u>規則で定める事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。</u></p> <p>2 削除</p>	<p>●登録証の携帯義務の廃止</p> <p>●受託契約約款の周知方法の変更</p> <p>●仕切及び送金に関する特約の備え付けから保存への変更</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第67条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)買い受けた物品の代金(買受代金(買い受けた額に100分の105を乗じて得た額とする。))を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、第1項の支払猶予の特約を結ぶときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>(1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。</p> <p>(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。</p> <p>(委員会が処理する事務)</p> <p>第91条の3 委員会は、市場の全体にわたる事項又はこの条例に基づき規則で定める市場取引委員会が調査審議の結果委員会で調査審議する必要があると認められた事項であつて、次の各号のいずれかに該当する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) この条例及びこの条例に基づく規則の変更(法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。)に関すること。</p>	<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第67条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)買い受けた物品の代金(買い受けた額に100分の105を乗じて得た額とする。))を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、第1項の支払猶予の特約を結んだときは、規則で定める事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておくなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。</p> <p>4 市長は、前項の書面を必要により確認した結果、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(委員会が処理する事務)</p> <p>第91条の3 (中略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>●買受代金の支払猶予の特約の届出から保存への変更</p> <p>●市場取引委員会に係る規定の整備</p>

現 行	改 正 後	備 考
<p>(2) 第40条第1項第2号に規定する市長が定める割合に関すること。</p> <p>(3) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。 2 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(2) 第40条第1項第2号に規定する市長が定める割合、<u>第42条第1項の規定による販売、第45条第1項第2号の規定による卸売、第48条第1項第3号の規定による卸売、第55条第2項第2号の規定による販売及び第56条第1項の規定による販売</u>に関すること。 (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>	

平成23年度福岡市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	選 出 区 分	所属部会
大石修二	福岡市議会議員	会長 青果
妹尾俊見	福岡市議会議員	水産物
笠 康雄	福岡市議会議員	青果
江藤博美	福岡市議会議員	食肉
綿貫英彦	福岡市議会議員	食肉
津田信太郎	福岡市議会議員	水産物
谷 健二	福岡県農林水産部長	青果
甲斐諭	中村学園大学学長	副会長 食肉
波積真理	熊本学園大学商学部教授	水産物
井出龍子	福岡市消費生活センター消費生活相談員	水産物
中村貞子	福岡市農業協同組合理事	青果
平川真臣	(株)福岡魚市場代表取締役社長	水産物
橋本清実	福岡中央魚市場(株)代表取締役社長	水産物
大野憲俊	福岡大同青果(株)代表取締役社長	青果
花田真也	福岡食肉市場(株)代表取締役社長	食肉

(15名)

(参考資料) 各市場取扱状況

区 分	取扱数量(トン)						取扱金額(百万円)						単価(円/kg)						
	21年度 (全期)	22年度 (全期)	前年度比	22年度 (4~12月) (A)	23年度 (4~12月) (B)	(B)/(A)	21年度 (全期)	22年度 (全期)	前年度比	22年度 (4~12月) (A)	23年度 (4~12月) (B)	(B)/(A)	21年度 (全期)	22年度 (全期)	前年度 比	22年度 (4~12月) (A)	23年度 (4~12月) (B)	(B)/(A)	
水産物部	生 鮮	90,739	83,724	92.3%	62,636	60,134	96.0%	42,974	39,588	92.1%	30,063	28,690	95.4%	474	473	99.8%	480	477	99.4%
	冷 凍	6,995	7,946	113.6%	6,258	6,451	103.1%	5,843	6,720	115.0%	5,369	5,537	103.1%	835	846	101.2%	858	858	100.0%
	塩 干	5,084	5,042	99.2%	4,060	2,935	72.3%	3,698	3,676	99.4%	2,949	2,112	71.6%	727	729	100.2%	726	720	99.1%
	計	102,818	96,712	94.1%	72,954	69,520	95.3%	52,515	49,984	95.2%	38,381	36,339	94.7%	511	517	101.2%	526	523	99.4%
青果部	野 菜	233,839	229,152	98.0%	183,843	176,847	96.2%	38,470	41,967	109.1%	32,168	30,143	93.7%	165	183	111.3%	175	170	97.4%
	果 実	66,019	60,969	92.4%	47,916	50,164	104.7%	15,844	16,702	105.4%	12,708	12,949	101.9%	240	274	114.1%	265	258	97.3%
	鳥 卵	1,202	1,084	90.2%	854	677	79.3%	273	266	97.4%	207	164	79.2%	227	245	108.0%	242	242	99.9%
	計	301,060	291,206	96.7%	232,613	227,688	97.9%	54,586	58,935	108.0%	45,083	43,256	95.9%	181	202	111.6%	194	190	98.0%
食肉部	成 牛	6,973	7,243	103.9%	5,588	6,369	114.0%	8,148	8,876	108.9%	6,805	7,962	117.0%	1,169	1,225	104.9%	1,218	1,250	102.7%
	豚	8,689	9,692	111.5%	7,231	7,659	105.9%	3,445	4,300	124.8%	3,207	3,486	108.7%	396	444	111.9%	444	455	102.6%
	その他	2,511	2,694	107.3%	2,088	2,111	101.1%	582	636	109.3%	485	517	106.6%	232	236	101.9%	232	245	105.4%
	計	18,172	19,629	108.0%	14,907	16,139	108.3%	12,175	13,812	113.4%	10,497	11,965	114.0%	670	704	105.1%	704	741	105.3%

(注) 単位未満四捨五入のため、計と一致しないものがある。